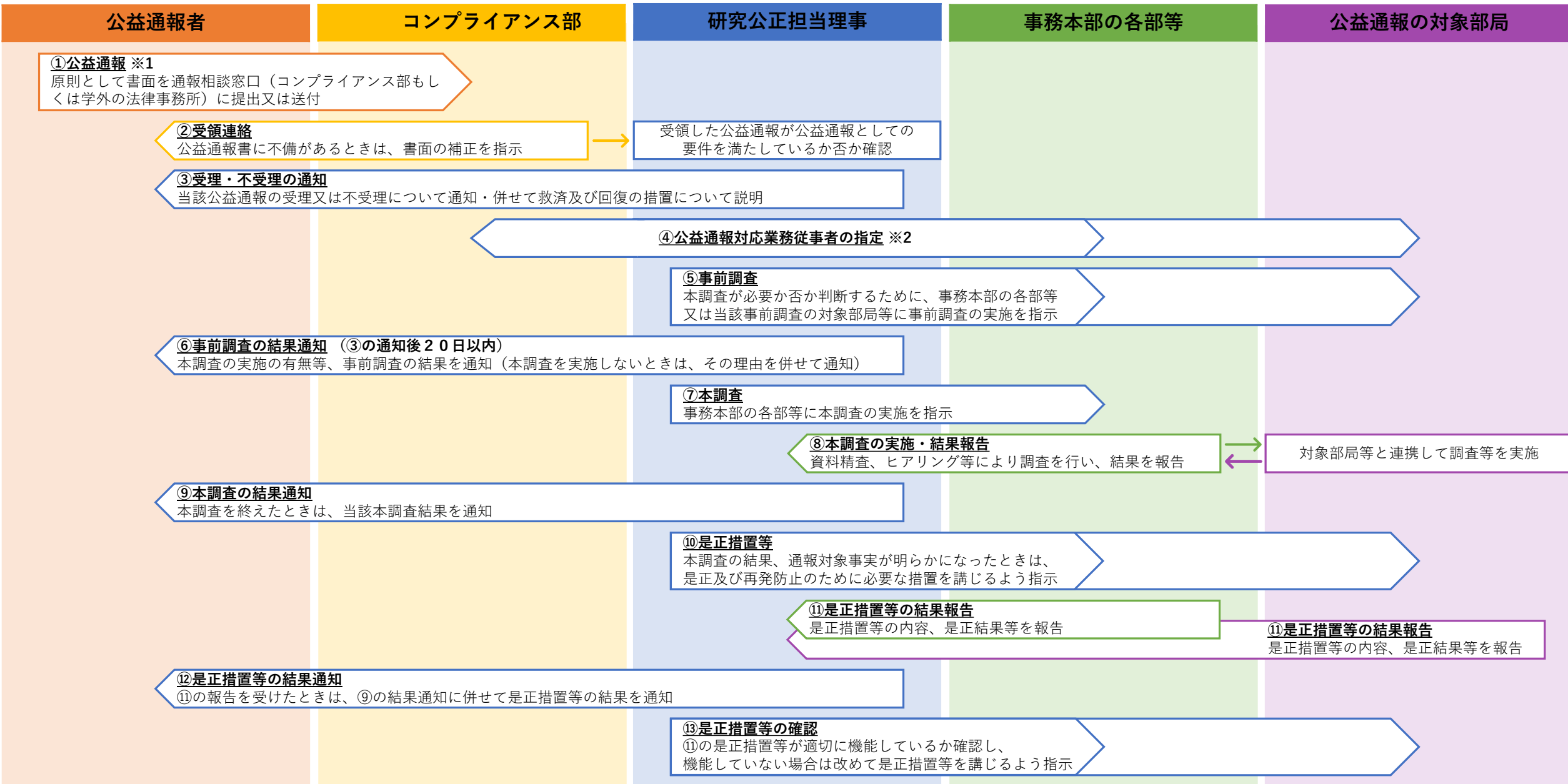


# 公益通報処理の流れ

(本資料は本学における公益通報の概要を整理したものであり、詳細については規程等をご参照ください。)

<令和6年4月1日現在>



※1.公益通報が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的によるものである場合は、公益通報者保護法に基づく保護の対象となりません。

※2.通報相談窓口における窓口対応者については、事案発生以前に公益通報対応業務従事者に指定されています。